主 本件上告はこれを棄却する 理 由

弁護人佐藤豊吉の上告趣意は同人作成名義の上告趣意と題する末尾添附の書面記載の通りである。これに対し当裁判所は次の通り判断する。

(裁判長判事 吉田常次郎 判事 保持道信 判事 鈴木勇)